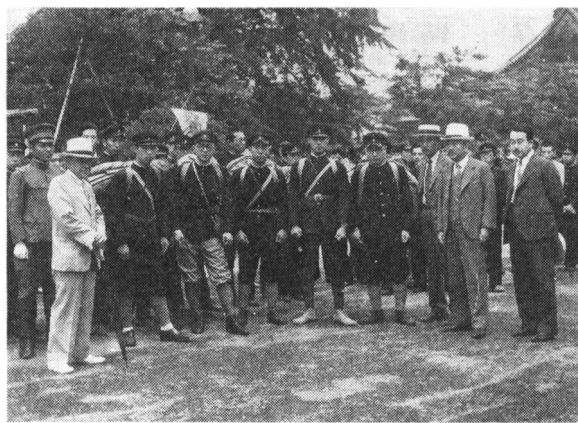


としたる學校氣風の作興を期す、此の外職員間の親睦和協を圖る為の厚誼團體を結成し機宜懇親會遠足會等を催して一致協力の氣風を喚起するに努む

(「特殊文書綴摺務」)

⑮ 興亜青年勤勞報國隊

昭和十四年の夏休み中、工芸科鑄金部助教内藤春治と四年生生徒益田卯咲(油画科)、石川正夫(彫刻科塑造部)、大村正夫(同木彫部)、鈴木幸平(工芸科彫金部)、小林道彦(図画師範科)ら五名が興亜青年勤勞奉仕隊に参加して満蒙へ渡った。『東京美術』第十八号(昭和十五年二月)所載の参加者の報告書(内藤、益田、小林、大村執筆)と大村、石井両氏の談話によれば、このときは各学校から生徒五名ずつが選ばれ、監督者その他が加わり、千余名の隊が編成され、美術學校としては本校の外に京都絵画専門學校が参加。費用は全て國が負担した。出発に先き立って内原に於いて一週間ほど徹しい集合教育が行われ、七月十七日朝、隊は武裝を整えて内原を出発。東京に着いて宮城奉拜、明治神宮參拜などを行い、帝大法文経二号館地階で夕食。ここで本校生たちは佐々木卓、岡四郎、高橋吉雄、北浦大介ら學校職員の激励と土産の甘納豆などを受け取り、各家族、友人らに別れを告げ、次いで黒河独立隊歌を合唱しつつ上野駅に向けて行進し、再び校友、先輩らに見送られて列車に乗り込んだ。翌朝、大隊は新潟に到着。軍用船松葉丸に乗り込んで、市長の壮行の辞、小学生たちの愛國行進曲、中学生たちの喇叭鼓隊、女學生たちの「海行かば」の合唱等々に送られて出発し、二十一日羅津



興亜青年勤勞報國隊出発式 昭和14年7月

(石川正夫氏提供)

前列左より配屬將校、芝田徹心、小林、石川、大村、益田、2人おいて佐々木卓

に上陸。滿洲建設勤勞奉仕隊の手帖とパンフレットを配布された。隊は目的地によって幾つかに分かれ、本校生たちの所属する黒河部隊は同日夜に列車で瑗瑗に向かった。二十四日夕方瑗瑗着。トラックに分乗して北にソ連領を眺めながら宿舍の某部隊に着いた。平常の勤勞作業は排水壕を掘ることであったが、出発前の集合教育と比べれば作業は楽なもので、しかも、美術學生は國境地帯の実情調査と慰問ということが派遣の条件であったから、絵を描いたり、白樺の木で彫刻したりして、それらを陸軍病院に贈った。時おりは外出して風物を楽しんだようで、内藤春治は黒河見学のときのことを前掲誌に次のように記している。

八月十三日

先週の日曜日は張鼓峯事變の記念日で外出なく、今日は待ちに待つた大黒河見學は許可された。風邪つ氣や下痢氣味で昨日は作業を休んだ者も、残されては一大事と相當無理して朝から元氣を誇張して見せてゐる、驛までは軍の好意でトラックに乗る、十一時出發、黒龍江を右に眺めて高原の中腹を走る。鷺が飛んで黄金子、神武屯を過ぐれば間もなく黒河の街は望まれた。すぐ驛に着いた。滿洲國官吏の案内で繁華な支那街を通つて兵士ホームに案内され御婦人連に湯茶の接待を受け中飯を取る、小憩して黒龍江岸の小高い處にある招魂社に參拜す、すぐ下には黒龍江は洋々と流れてゐる。對岸ソ聯のブラゴエンチエンスクの街は靜かに美しいが江岸に幾重にも張りめぐらされた鐵條網は明瞭に觀取られ輕爆機の如きは、しきりに遊飛して始めて見る國境は不氣味にも恐ろしい。是より江岸づたいに埠頭に出る、大筏は無數に繋留して其の上に多勢の婦女子が遊んでゐる、洗濯をして居る者もある、吾々も其の筏を越えて五、六〇〇噸位の貨物船の上甲板に子供の如くに乘せてもらつた。ソ聯の仕掛も猶能く視ようとの心もあつた。折角來たので黒龍江の水で顔を洗つて見た。

黒河の街、黒龍江の夕暮は實に詩的だつた、露西亞人であらう涼風に流れ來る「ギタ」の音に、柄にもなく感傷に誘はるゝを覺えた。

何處ともなく街を歩いた、偶然にも芝居小屋の前に出たので中へ這入る。相當立派な舞臺で宮本武藏張の勇士が出る。奴も出る。奴をなぎ倒してゐる、忠臣らしい、何か臺詞を云つて居るが皆

目解らない、王様の様な人が出て勇士は平伏した。金屬性の樂器はやたらに喧しかつた、言葉が解らないので十人ばかり無料で見た。時間もたつたし驛までは大分の距離なのでマーチヨに乗つて歸ろうと之を拾つたが仲々高い事を云ふ、通り合せの同邦人は仲に入つて安く負けさして呉れた、やつぱり日本人は親切だ。

奉仕隊は八月二十一日朝、兵士たちに見送られて帰途についた。翌日ハルビン着、夕刻出發して新京、奉天を経て二十三日大連着。大連、旅順を見学して二十五日出港、二十七日神戸に上陸した。

參加した学生たちの多くは大陸の風物に魅了されたらしい。石川氏はそのため翌年卒業するや滿洲へ渡つて就職し、大村氏も再び滿洲へ赴き、蒙疆学院に入学した。しかし、暗黒の時代はすぐそこに迫つて來ていた。小林道彦と益田卯咲は戦死している。

⑩ 臨時セメント教室開設

昭和十四年十二月二十七日、本校が文部省に申請した臨時セメント美術教室設置の件が許可された。規程は次のとおりである。

臨時セメント美術教室規程

第一條 本校ニ臨時セメント美術教室ヲ置ク

第二條 本教室ヲセメント彫塑部、セメント工藝部ニ分ツ

各部修業期間ハ一箇年、授業細目及時數ハ別ニ之ヲ定ム
第三條 本教室ノ定員ハ兩部ヲ合シテ約十名トス、但シ時宜ニ依

リ其員數ヲ増減スルコトアルヘシ